

令和4年労働組合基礎調査(福岡県内)の結果

目次

1	調査の概要	
(1)	調査の目的	1 頁
(2)	調査の範囲	1 頁
(3)	調査事項	1 頁
(4)	調査時期	1 頁
2	用語について	1 頁
3	結果の概要	
(1)	労働組合数及び労働組合員数の状況	2 頁
(2)	産業別労働組合数及び労働組合員数	3 頁
(3)	企業規模別(民営企業)の状況	4 頁
(4)	適用法規別の状況	5 頁
(5)	パートタイム労働者の状況	5 頁
(6)	地域別の状況	6 頁
(7)	主要団体別の状況	6 頁

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、我が国におけるすべての労働組合を対象として、昭和22年以降、毎年実施している一般統計である。

(2) 調査の範囲

我が国におけるすべての労働組合とする(国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む)。

(3) 主な調査事項

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ア 労働組合の種類 | オ 労働組合員数 |
| イ 存廃等区分、新設又は解散等の理由 | カ 組合本部及び直上組合の名称、所在地 |
| ウ 適用法規 | キ 企業規模 |
| エ 労働組合事務所の所在地 | ク 加盟上部組合の系統 |

(4) 調査時期

令和4年6月30日現在の状況について同年7月に調査を実施した。

2 用語について

(1) 労働組合の定義

労働組合とは、労働者が主体となって、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体及びその連合団体をいう。

(2) 単位組織組合、単一組織組合の定義

ア 「単位組織組合」とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織(支部等)を持たない労働組合をいう。

イ 「単一組織組合」とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行いうる下部組織(支部等)を有する労働組合をいう。

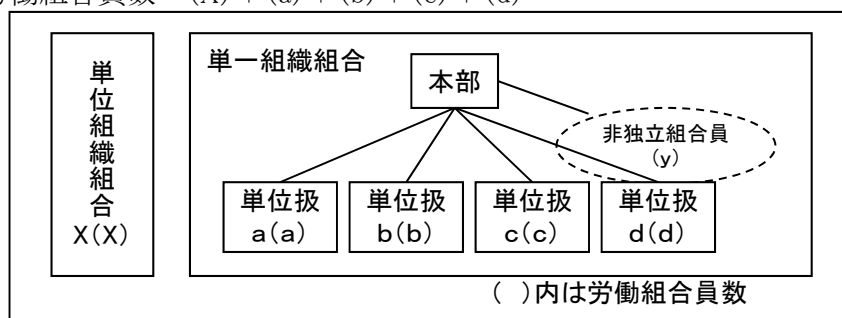
なお、このうち、最下部の組織(例えば支部)を「単位扱組合」、最上部の組織を「本部組合」という。

(3) 労働組合数及び労働組合員数の集計方法

次のとおり、単位組織組合及び単位扱組合をそれぞれ1組合として集計している。

ア 労働組合数 = 5組合 (X、a、b、c、d)

イ 労働組合員数 = (X) + (a) + (b) + (c) + (d)



なお、労働組合数及び労働組合員数の構成比は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の和が計の数値に合わないことがある。

3 結果の概要

(1) 労働組合数及び労働組合員数の状況

労働組合数は、1,702 組合で前年に比べ 36 組合減少(-2.1%)となっている。労働組合員数は、316,604 人で前年に比べ 9,438 人減少(-2.9%)している。

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数			労働組合員数			雇用者数		推定組織率
	組合数	前年差	前年比	組合員数	前年差	前年比	雇用者数	前年比	
	組合	組合	%	人	人	%	人	%	%
令和 4年	1,702	-36	-2.1	316,604	-9,438	-2.9	1,848,684	-0.2	17.1
3年	1,738	-18	-1.0	326,042	8,893	2.8	1,851,837	0.4	17.6
2年	1,756	-19	-1.1	317,149	-221	-0.1	1,844,596	0.7	17.2
1年	1,775	-11	-0.6	317,370	695	0.2	1,831,924	-0.7	17.3
30年	1,786	1	0.1	316,675	3,940	1.3	1,844,596	2.5	17.2
平成 29年	1,785	-4	-0.2	312,735	1,028	0.3	1,799,341	2.3	17.4
28年	1,789	-45	-2.5	311,707	-32	0.0	1,759,046	-1.0	17.7
27年	1,834	-14	-0.8	311,739	-2,789	-0.9	1,776,941	0.2	17.5
26年	1,848	-18	-1.0	314,528	-2,774	-0.9	1,773,362	-0.5	17.7
25年	1,866	-37	-1.9	317,302	-657	-0.2	1,782,309	-0.6	17.8
24年	1,903	-2	-0.1	317,959	3,649	1.2	1,793,046	-2.5	17.7
23年	1,905	-25	-1.3	314,310	-1,924	-0.6	1,838,089	-0.7	17.1
22年	1,930	-31	-1.6	316,234	-2,913	-0.9	1,850,943	-2.1	17.1
21年	1,961	-39	-2.0	319,147	9,056	2.9	1,891,340	0.7	16.9
20年	2,000	-28	-1.4	310,091	-	-	1,878,487	-0.7	16.5
19年 ※	2,028	-39	-1.9	313,548	-1,124	-0.4	1,891,340	2.0	16.6
18年 ※	2,067	-49	-2.3	314,672	-3,414	-1.1	1,854,615	0.6	17.0
17年 ※	2,116	-19	-0.9	318,086	-3,911	-1.2	1,843,732	2.4	17.3
16年 ※	2,135	-66	-3.0	321,997	-10,603	-3.2	1,800,605	-0.8	17.9
15年 ※	2,201	-55	-2.4	332,600	-12,958	-3.7	1,815,244	0.0	18.3

(注1) 平成19年以前の労働組合員数は、非独立組合員を集計対象に含めたものである(2(3)参照)。集計方法が異なることから、平成19年※と平成20年の間で労働組合員数の比較は行っていない。

(注2) 推定組織率の算出方法……推定組織率＝労働組合員数÷雇用者数

(注3) 雇用者数は、平成12年・17年・22年・27年・令和2年の国勢調査の雇用者数を基に毎月勤労統計調査(福岡県企画・地域振興部調査統計課)の常用雇用指数を用いて推計した数値である。なお、最新の国勢調査結果を基準に雇用者数を推計しているが、国勢調査の結果の更新に際しては、遡及して数値の修正は行っていない。

(2) 産業別労働組合数及び労働組合員数

労働組合員数を産業別にみると、製造業が最も多く76,502人(構成比24.2%)、次いで卸売・小売業56,511人(同17.9%)、運輸業、郵便業31,935人(同10.1%)、公務27,659人(同8.7%)となっている。

第2表 産業別労働組合数及び労働組合員数

産業	労働組合数				労働組合員数			
	組合数	前年差	前年比	構成比	組合員数	前年差	前年比	構成比
	組合	組合	%	%	人	人	%	%
合 計	1,702	-36	-2.1	100	316,604	-9,438	-2.9	100
農 業 、 林 業	2	0	0.0	0.1	37	-26	-41.3	0.0
鉱業、採石業、砂利採取	3	0	0.0	0.2	60	0	0.0	0.0
建 設 業	94	0	0.0	5.5	29,532	422	1.4	9.3
製 造 業	314	-6	-1.9	18.5	76,502	225	0.3	24.2
電気・ガス・熱供給・水道業	50	0	0.0	2.9	6,096	110	1.8	1.9
情 報 通 信 業	47	0	0.0	2.8	10,117	-131	-1.3	3.2
運 輸 業 、 郵 便 業	258	-4	-1.5	15.2	31,935	-1,040	-3.2	10.1
卸 売 ・ 小 売 業	323	-20	-5.8	19.0	56,511	-4,941	-8.0	17.9
金 融 、 保 険 業	74	0	0.0	4.4	26,302	-487	-1.8	8.3
不動産業、物品賃貸業	9	0	0.0	0.5	310	8	2.6	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	39	0	0.0	2.3	2,830	-15	-0.5	0.9
宿泊業、飲食サービス業	12	0	0.0	0.7	2,019	428	26.9	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	29	0	0.0	1.7	2,166	-269	-11.0	0.7
教育、学習支援業	95	-5	-5.0	5.6	11,155	-943	-7.8	3.5
医 療 、 福 祉	93	0	0.0	5.5	17,001	-776	-4.4	5.4
複 合 サ ー ビ ス 業	42	-2	-4.5	2.5	11,817	-1,479	-11.1	3.7
サービス業(他に分類されないもの)	41	0	0.0	2.4	2,707	42	1.6	0.9
公務(他に分類されるものを除く)	149	0	0.0	8.8	27,659	-562	-2.0	8.7
分 類 不 能 の 産 業	28	1	3.7	1.7	1,848	-4	-0.2	0.6

(3) 企業規模別（民営企業）の状況

労働組合員数を企業規模別（民営企業）にみると、「5,000人以上」が117,415人（構成比41.6%）で最も多く、次いで「1,000～4,999人」が80,907人（同28.7%）の順となっている。

前年と比べ最も増加率が高いのは「500～999人」（+1.8%）、最も減少率が高いのは「5,000人以上」（-5.0%）となっている。

第3表 企業規模別労働組合員数

企業規模	令和3年	令和4年	前年差	前年比	構成比
	人	人	人	%	%
計	289,914	282,185	-7,729	-2.7	100.0
5,000人以上	123,597	117,415	-6,182	-5.0	41.6
1,000～4,999人	82,287	80,907	-1,380	-1.7	28.7
500～999人	20,869	21,247	378	1.8	7.5
300～499人	11,172	10,977	-195	-1.7	3.9
100～299人	15,156	14,842	-314	-2.1	5.3
30～99人	5,249	5,122	-127	-2.4	1.8
29人以下	510	515	5	1.0	0.2
その他	31,074	31,160	86	0.3	11.0

(4) 適用法規別の状況

労働組合員数を適用法規別にみると、労働組合法適用労働組合員数が 282,401 人（構成比 89.2%）で全体の約9割を占め、次いで地方公務員法適用労働組合員数が 27,308 人（同 8.6%）となっている。

第4表 適用法規別労働組合数及び労働組合員数

適用法規	労働組合数				労働組合員数			
	組合数	前年差	前年比	構成比	組合員数	前年差	前年比	構成比
	組合	組合	%	%	人	人	%	%
計	1,702	-36	-2.1	100.0	316,604	-9,438	-2.9	100.0
労組法	1,498	-31	-2.0	88.0	282,401	-7,725	-2.7	89.2
行労法	1	0	0.0	0.1	2	-3	-60.0	0.0
地公労法	23	-1	-4.2	1.4	2,354	-317	-11.9	0.7
国公法	57	0	0.0	3.3	4,539	-225	-4.7	1.4
地公法	123	-4	-3.1	7.2	27,308	-1,168	-4.1	8.6

(注) 適用法規の略称は以下による。

労組法 … 労働組合法

行労法 … 行政執行法人の労働関係に関する法律

地公労法 … 地方公営企業等の労働関係に関する法律

国公法 … 国家公務員法

地公法 … 地方公務員法

(5) パートタイム労働者の状況

労働組合員数のうちパートタイム労働者についてみると、32,402 人（前年比-5.2%）で、全労働組合員数に占める割合は 10.2%となっている。

第5表 パートタイム労働者の労働組合員数

年	全労働組合員数	組合員数	前年差	前年比	全労働組合員数に占める割合
令和 4 年	316,604	32,402	-1,791	-5.2	10.2
3 年	326,042	34,193	8,803	34.7	10.5
2 年	317,149	25,390	242	1.0	8.0
1 年	317,370	25,148	285	1.1	7.9
平成 30 年	316,675	24,863	-194	-0.8	7.9
29 年	312,735	25,057	952	3.9	8.0
28 年	311,707	24,105	456	1.9	7.7

(6) 地域別の状況

労働組合員数を地域別にみると、福岡地区が 178,160 人(構成比率 56.3%)で全体の5割以上を占め、次いで北九州地区が 72,289 人(同 22.8%)、筑後地区が 39,921 人(同 12.6%)、筑豊地区が 26,234 人(同 8.3%)の順となっている。

第6表 地域別労働組合員数

	福岡地区	北九州地区	筑後地区	筑豊地区
組合員数	178,160 人	72,289 人	39,921 人	26,234 人
構成比	56.3%	22.8%	12.6%	8.3%

(7) 主要団体別の状況

主要団体別の労働組合員数をみると、連合福岡が 217,596 人、福岡県労連が 31,279 人となっている。

第7表 主要団体別労働組合員数

団体名	労働組合員数	対比率
連合福岡	217,596 人	68.7
福岡県労連	31,279 人	9.9

(注1) 「連合福岡」は「日本労働組合総連合会福岡県連合会」、「福岡県労連」は「福岡県労働組合総連合」の略である。

(注2) 「連合福岡」、「福岡県労連」の組合員数とも、それぞれの構成団体の組合員数を集計して算出したものであり、以下の点について注意を要する。

① 上記2団体の構成組織には単一組織組合の本部及び中間組織、産業別労働組合などの連合団体(単位組織組合、単一組織組合等を構成員とし、規約上構成員が当該組織に団体加盟する形式をとる労働組合のこと)並びに他県に所在する単位組織組合又は単位扱組合の下部組織(分会等)で本県に所在するものや組織化されていない団体も含まれている(第1表～第6表の組合員数の集計には算入されていない)。

② 単位組織組合または単一組織組合が、複数の連合団体に重複して加盟している場合は、それぞれの連合団体の組合員数に計上している。

(注3) 対比率は、第1表における労働組合員数を 100.0 とした場合の比較である。

(注4) 単位組織組合および単一組織組合には、上記2団体には加盟せず、別の団体に加盟しているもの、また、どこの団体にも加盟していないものもある。